

平成十六年政令第三百五十三号

国際捜査共助等に関する法律施行令

内閣は、国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第十九条第一項、第二十一条第二項及び第二十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請に関する読み替え
国際捜査共助等に関する法律（以下「法」という。）

四条第五項の規定の準用についての技術的詭替えは、次の表のとおりとする

第十四条第五項	第一項・第三項又は前項の規定による送付を受けた場合	第十九条第一項の決定をする場合
正月の場合は必ず年賀状を送付する	正月の場合は必ず年賀状を送付する	正月の場合は必ず年賀状を送付する

（是人多矣向夷大こによる外國受刊者の向來ご渴むる書物を）
記載の使用又は近頃に關し

第二条 法律第二百三十九条第一項の規定による逃亡犯人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定に基づいての技術的読替えは、次の表とのおりとする。

読み替える逃亡犯人引渡法の規定で読み替えられる字句
第六条第一項及び第三項並びに第七東京高等検察庁の檢察官

第六条第一項	前条の拘禁許可状	国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年 二月二日法律第十二号）
第一条第一項	察官	

年法律第六十九号)第一十三条第一項の受入移送拘禁状(以下「受入移送拘禁状」と

第六条第一項及び第三項並びに第七拘禁許可状
受入移送拘禁状 いう。)

第二項 法第二百三十九条の規定による刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定の準用

読み替える字句	読み替える字句
読み替える字句	読み替える字句

第七十一条 檢察事務官又は司法警察官、海上保安官又は海上保安官補察職員（以下「檢察事務官等」という。）

勾引状若しくは勾留状 (国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第二十三条第一項の受入移送拘禁状(以)

下「受入移送拘禁状」という。)

第七十三条第三項、第勾引状又は勾留状	法警察職員 受入移送拘禁状
--------------------	------------------

七十四条及び第一百二十一条

第七十三条第三項 国際捜査共助等に関する法律第二十三第三項において準用する逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第一百一十九号）

第七十三条第三項ただし書	令状は	公訴事実の要旨及び令状	第六十一条第一項 （十八号）第六条第一項
	受入移送拘禁状は		

第一百二十六條

檢察事

羽官笙

真職參

家職員

1

		第三条　法第二十五条第三項の規定による逃亡犯罪人引渡法の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
定	定	定
第二十二条第三項及び第四項	東京高等検察庁の検察官	読み替えられる字句
第二十二条第三項	前項	読み替える字句
第二十二条第四項	拘禁許可状	国際捜査共助等に関する法律第二十五条第二項 国際捜査共助等に関する法律第二十三条第

附 則
この政令は、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月九日）から施行する。